

---

## 第4章 推進体制

---

### 1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、庁内に組織した「子どもの貧困対策推進会議」において、関連施策・事業の内容や取組状況、課題の共有化を図り、子どもの貧困対策を全庁的な取組として実施していきます。

また、学校、家庭、地域社会という様々な場面で発生する困難な状況を解決していくためには、行政だけでなく、地域で活動している人たちが手を取り合い、子どもやその家族に寄り添いながら横断的に連携・協働した取組が必要となります。

取組を実現していくため、家庭、関係行政機関、企業や地域住民などの関係者が協力関係を構築し、実効性のある施策展開をめざします。

### 2 計画の進行管理・検証

本計画に掲げた施策・事業の実施状況や成果について、子どもの生活実態調査を行いデータを確認しながら、指標の改善状況や取組の進捗状況により検証していきます。

検証結果については、子どもや子育てに関わる人たちからの意見聴取などを行うとともに、社会経済状況など環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を図り、効果的な施策の推進に取り組んでいきます。

